

兵庫県における救急業務としての転院搬送実施基準

1 転院搬送適用条件

消防機関が救急業務として行う転院搬送は、原則として、以下の①から③の条件を満たす傷病者について、転院搬送を要請する医療機関（以下「要請元医療機関」という。）の医師によって、医療機関所有の患者等搬送車両、民間患者等搬送事業者、公共交通機関等、他の搬送手段が活用できないと判断される場合に実施するものとする。

なお、当基準は原則を定めるものであり、個別具体の案件への対応は該当案件の内容等により個別に判断するものとする。

【条件】

① 緊急性

緊急に処置が必要であること。

② 専門医療等の必要性

高度医療が必要な傷病者、特殊疾患等に対する専門医療が必要な傷病者等、要請元医療機関での治療が困難であること。

なお、急性期の治療が終了した傷病者について、要請元医療機関の医師が、他の医療機関において専門医療又は相当の医療を要するため、救急車による転院搬送が必要と特に判断した場合は、上記①及び②の条件を満たすものとして取り扱うものとする。

③ 所要時間

転院搬送に要する時間（救急車出動から帰署）が3時間以内の搬送であること。

ただし、緊急性や専門医療等の必要性からやむを得ず遠隔地の転院搬送先医療機関しか確保できない場合は、当該条件を適用しないものとする。

2 要請元医療機関の対応

消防機関が救急業務として転院搬送を行う場合、要請元医療機関は、原則として、以下の項目を遵守するものとする。

【要請元医療機関の対応項目】

① 要請元医療機関は、あらかじめ転院する医療機関を決定し、受入れの了解を得ておくこと。

② 転院搬送は、要請元医療機関の管理と責任の下で行うため、原則として要請元医療機関の医師又は看護師が同乗すること。やむを得ない理由により医師又は看護師が同乗できない場合は、救急隊のみで搬送することについて、要請元医療機関が患者、家族等に説明し、了承を得ること。

③ 要請元医療機関は、転院理由、搬送依頼理由、担当医師名、患者の状態、処置内容等の情報について、転院搬送依頼書等を用いて消防機関に示すこと。

3 適用除外

傷病者の迅速な受入れのために、転送を前提として、一旦医療機関が傷病者を一時的に受入れる場合は、当基準は適用しないものとする。

4 適用開始時期

当基準は、平成29年4月1日から適用する。